

◆指定給水装置工事事業者の皆様へ



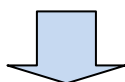
成年被後見人改正法の施行に伴う

指定工事事業者の指定基準（欠格条項）の一部変更について

『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律』の施行に合わせ、水道法をはじめとする関係法令等が改正され、指定工事事業者の指定基準（欠格条項）が一部変更となります。

●改正の内容

- ・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」



- ◎ 「精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」
- ◎ 「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」

に変わります。

変更に合わせて、三郷市水道部では、

○三郷市指定給水装置工事事業者規程

- ・第5条第1項第3号関係

○三郷市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

- ・別表（第11条関係）三郷市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

の条文が改正となります。

* 変更に伴い、一部条文の順番変更がございます。

* 指定の申請をする際、要件等をよくご確認の上、申請をお願いいたします。